

日本呼吸器学会東北支部会則

第1章 名称

第1条 本会は、日本呼吸器学会東北支部会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は東北地域における、呼吸器病学とその診療に関する進歩と発展ならびに普及を図り、地方自治体や患者団体とも連携し、国民の健康に貢献することを目的とする。

第3章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 東北地方会、(教育) セミナーの開催
2. 学術講演会・研究会の共催・後援、研修医の教育、専門医の養成
3. 市民講座等による地域住民の啓発、患者団体との連携
4. その他、本会の目的達成に必要な事項

第4章 会員

第4条 本会の会員は、原則として日本呼吸器学会会員で東北地区在住者とする。

第5条 本会に準会員を置くことが出来る。この規定は別に定める。

第5章 役員

第6条 本会に原則として次の役員を置く。

- | | |
|--------|-------------|
| 支部長 | 1 名 |
| 支部長代行者 | 1 名（支部長が指名） |
| 代議員 | 若干名 |
| 監 事 | 若干名 |

第7条 支部長は、東北支部の代議員のなかから、東北支部の代議員により電子選挙により選出される。詳細は日本呼吸器学会「支部長選挙に関する細則」に従う。支部長は支部会を代表し、会務を統括する。

代議員は本部に所属する日本呼吸器学会代議員がこれにあたり、重要な案件を審議する。監事は代議員会で決議する。監事は本会の会計および会務を監査する。

第6章 会議

第8条 本会の会議は代議員会とする。

代議員会は毎年1回以上開催し、会務について審議報告する。

議長には原則として支部長が当たり、代議員会をもって、最終決定機関とする。

議決は多数決による。

第9条 東北地方会は毎年1回以上開催し、学術講演会・セミナー・市民公開講座の会長についても、原則として代議員の中から互選する。

他の学会の学術集会と合同して開催する事が出来る。

東北地方会での発表は原則として学会員に限る。

第7章 会計

第10条 本会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

1. 会費：年会費は別に定める。学術集会時に徴収する事も出来る。
2. 本部からの補助金
3. 寄付金
4. 前項以外の諸収入

第11条 本会の会計年度は毎年2月1日に始まり、1月31日に終わるものとする。

本会の予算・決算は原則として代議員会で決定し、総会に報告する。

第8章 事務局

第12条 支部会の事務局を支部長のもとに置く。

第9章 会則の変更

第13条 本会則は代議員会で検討し変更することが出来る。

附則 1. 本会則は、平成18年2月25日より実施する。

附則 2. 平成31年3月2日 日本呼吸器学会 支部長会規定の改訂（平成30年12月14日）に伴い、一部改訂した。